写

島環審第１号
令和８年１１月１８日

島根県知事　　丸山　達也　様

島根県環境審議会
会　長　　松本　一郎

島根県環境影響評価条例対象事業（太陽電池発電所）の規模要件見直しについて（答申）

令和８年９月１８日付け環第４０６号で諮問のあったことのことについて、別添「島根県環境影響評価条例対象事業（太陽電池発電所）の規模要件見直しについて」のとおり答申します。

条例施行規則の改正にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重されることを要望します。

島根県環境影響評価条例対象事業（太陽電池発電所）の規模要件見直しについて

答　申

１　対象事業（太陽電池発電所）の規模

太陽電池発電事業の規模要件は、太陽電池発電所敷地等の面積が２０ヘクタール以上である設置の工事の事業、及び太陽電池発電所敷地等の面積が２０ヘクタール以上増加する変更の工事の事業とすることが適当である。

２　施行期日等

（１）施行に当たっては、十分な周知期間を設けること。

（２）改正後の条例施行規則の施行に伴う所要の経過措置を設けること。